

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号

株 式 会 社 ア イ ル

代表取締役社長 岩 本 哲 夫

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえでの開催を予定しております。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、当日ご出席される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお送りくださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB 34階
本社 大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第32期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.ill.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防に関する対応について

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本年も昨年同様、感染拡大防止のため、株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの流行の状況や政府等の発表内容等により、開催日時や開催場所の変更等を決定した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.ill.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、事前に必ず発信情報をご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2021年8月1日～2022年7月31日）におけるわが国経済は、2021年9月末の「緊急事態宣言」の解除後、雇用・所得環境等の改善に期待が高まり、個人の消費等も緩やかに持ち直しの動きが見られます。国外においては、新型コロナウイルスの感染による影響が緩和され、景気の持ち直しの動きが続くことが期待されていますが、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中、原材料の価格上昇や金融資本市場の変動等による経済への影響に対し、引き続き注視する必要があります。当社グループが属する情報サービス業界においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大等により、ソフトウェアに対する投資において、影響が出る可能性があります。

このような状況のもと、当社グループは、ITの有効活用が必要な中堅・中小企業顧客の経営課題を解決するための商材を「リアル」と「Web」の両面から開発・提案し、顧客の企業力強化を図ることを「CROSS-OVER シナジー」戦略とし取り組んでまいりました。

「CROSS-OVER シナジー」戦略は、当社グループが提唱してきた独自の提案スタイルで、「リアル」と「Web」それぞれの商材を複合的に提案することで、顧客の業務効率と販売力強化を実現するものであり、当社グループにとって商談時の競合力を強化するだけでなく、顧客満足度も向上させるものであります。この戦略効果により、当社グループが重視するストック型ビジネス商材の販売実績が大きく伸長し、利益体質の強化が図られております。

販売実績につきましては、「リアル」面では、主力のパッケージソフトウェア「アラジンオフィス」の商品力の強化を、業種別に継続して進め、販売面でもパートナー企業との連携に加え、コロナ禍においては、Web会議を利用した打合せ等を積極的に行うことによって、豊富な業種別の導入事例をもとに顧客毎に最適なシステム活用方法をご提案させていただくことで、受注実績も堅調に推移いたしました。ただし、収益面につきましては、前連結会計年度が新型コロナウイルスの影響に伴う検収時期の変更によって売上高が増加しており、当連結会計年度はその反動により、売上高は減少いたしました。売上総利益率の向上等により各段階利益は前連結会計年度の業績を上回る結果となりました。

「Web」面では、複数ネットショップ一元管理ソフトである「CROSS MALL」について、新たなショッピングモールとの連携開発を当期も継続して取り組んでまいりました。今後も引き続き、複数モールとの連携機能強化を行うとともに、既存の顧客から機能面における要望を収集し、迅速に新機能として反映させることで、商品力を向上させ販売実績を伸ばしてまいります。また、ネットショップと実店舗のポイント・顧客一元管理ソフトである「CROSS POINT」につきましても、販売実績を伸ばしております。

当連結会計年度においても、継続して製品の開発に注力しており、将来における新たな技術開発による市場競争力向上に向け、研究開発費68,893千円を計上しております。島根県松江市の研究開発拠点である「アイル松江ラボ」にお

いては、プログラミング言語「Ruby」によるシステム強化の活動を本格的に始動しており、今後も研究開発人員を増加し、研究開発活動の強化を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高12,944,157千円、営業利益2,100,414千円、経常利益2,121,077千円、親会社株主に帰属する当期純利益1,377,907千円となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、上記の当連結会計年度の業績の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。このため、対前期増減率は記載しておりません。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、496,640千円であります。その主なものは、自社製品開発373,999千円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入金残高はありません（前連結会計年度末の残高は15,000千円）。

4. 対処すべき課題

当社グループは常に顧客視点の立場から「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指し、基幹システムの構築、サポート保守、ネットワーク構築、セキュリティ、コンテンツプロバイダー、人材教育、ECサイト構築、複数ネットショップ一元管理ソフト、ポイント・顧客一元管理ソフトの提供、Webコンサルティング業務等、顧客への企業力強化のためソリューション・製品を拡充してまいりました。

今後も、更なる企業価値創造を進め収益性の高いビジネスを展開していくため、以下の項目を最重要課題といたします。

① 営業戦略の強化

当社グループでは、今後一層の事業展開を図るにあたり、全社的な拡販体制の強化と各営業担当者の商談効率および提案内容の向上を図っていくことが重要な課題と考えております。拡販体制においては、各ビジネスパートナーとの連携を強化し、基幹システムについては「アラジンオフィス・シリーズ」を主力商品とし各業種別バリエーションの充実と、業種別ノウハウを蓄積することで商品力の強化に努めます。また、当事業では、上記の基幹システムとWeb連携の提案をより効果的に進めるため、クラウドサービスとなる複数ネットショップ一元管理ソフト「CROSS MALL」やポイント・顧客一元管理ソフト「CROSS POINT」等のWeb商材を開発し、これらの商材を起点とし「アラジンオフィス」、「ECサイト」、「Webドクターサービス」等を連携させた複合提案を行うことで、「リアル」と「Web」をつなぐ「オール・ワンストップ」サービスを実現してまいります。更に顧客企業の経営効率の追求だけでなく企業競争力の向上に努め、他社との差別化を明確にするとともに、新たな拠点展開も視野に入れた地域密着による営業展開を行ってまいります。

② 開発工程における生産性の向上、システム品質の向上への取り組み

近年のシステム開発におきましては、顧客からのシステムに対する要望の高度化、システム仕様の複雑化、納期の短期化等により、品質確保が困難となるとともに開発コストの増加傾向が見られるため、今後一層の開発工程における

生産性の向上とシステム品質の向上が重要な課題であると考えております。現状のプログラムのモジュール化、カスタマイズのテンプレート化、納品前のプログラムテストの強化、外注の指導向上を継続し開発工程におけるノウハウが蓄積されることで、更に生産性の向上とシステム品質の向上を図れるよう取り組んでまいります。

③ 「リアル」と「Web」の融合による付加価値の更なる向上

当社グループでは、今後も独自のスタイルである「CROSS-OVER シナジー」戦略を市場で推進していくため、「リアル」と「Web」の両面から、当社グループのソリューション、製品を有機的に結合させ、新たに付加価値の高いトータルソリューションパッケージとして市場に提供することで、「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指すとともに、当社グループも高収益体質の確立に取り組んでまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や顧客、従業員の安全確保を目的に、従業員の在宅勤務(リモートワーク)および時差出勤、オンラインでの社内外会議の実施を推奨しております。しかしながら、今後顧客における経営状況の変化や情報システムの投資計画の抜本的見直しが行われた場合、当社グループとの契約が更新されない可能性や顧客の投資意欲が後退し、新たな顧客の獲得が想定どおりに進まない可能性があります。また、従業員及び顧客、その他社内関係者等が新型コロナウイルスに感染し、関係者同士の接触等により感染が拡大した場合は、出勤停止措置等により顧客が期待する高い品質のサービスを提供できない可能性やコンサルティング、システム開発業務の遅延等が発生する可能性があります。これらにより、当社グループの業績および財政状態が影響を受けることも考えられますが、完全には予測できない状況です。そのような中、より一層の「CROSS-OVER シナジー」戦略の深耕を図り、競合他社との「差別化」を強化することで当社グループの事業継続に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第29期 (2019年7月期)	第30期 (2020年7月期)	第31期 (2021年7月期)	第32期 (当連結会計年度 (2022年7月期))
売 上 高	10,522,550	12,679,627	13,203,819	12,944,157
経 常 利 益	972,840	1,715,496	1,856,872	2,121,077
親会社株主に帰属する 当期純利益	621,208	1,189,639	1,224,072	1,377,907
1株当たり当期純利益(円)	49.61	47.55	48.89	55.04
総 資 産	6,646,381	7,585,364	8,449,951	9,576,837
純 資 産	2,851,596	3,713,732	4,589,737	5,715,390
1株当たり純資産額(円)	227.74	148.33	183.33	228.31

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年7月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は2019年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第29期 (2019年7月期)	第30期 (2020年7月期)	第31期 (2021年7月期)	第32期(当期) (2022年7月期)
売上高	10,132,894	12,278,900	12,817,882	12,599,351
経常利益	926,880	1,670,625	1,803,003	2,112,650
当期純利益	604,691	1,155,812	1,202,441	1,375,036
1株当たり当期純利益(円)	48.29	46.19	48.03	54.93
総資産	6,352,667	7,293,139	8,160,461	9,315,855
純資産	2,744,750	3,584,223	4,415,819	5,529,947
1株当たり純資産額(円)	219.21	143.15	176.38	220.90

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年7月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社は2019年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブベース	50,000千円	100%	ファッション業向けシステム開発販売

7. 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

① システムソリューション事業

- ・コンピュータ、ネットワークシステム等の販売事業
- ・システムのコンサルティング・設計・開発・サポート保守事業
- ・人材教育サービス事業

② Webソリューション事業

- ・ECサイト構築事業
- ・複数ネットショップ一元管理、ポイント・顧客一元管理サービス事業
- ・ホームページ活用支援サービス事業

8. 主要な事業所（2022年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB
東京本社	東京都港区芝公園二丁目6番3号芝公園フロントタワー
名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目10番20号アーバンネット伏見ビル
アイル松江ラボ	島根県松江市殿町201

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
株式会社ウェブベース	大阪府豊中市蛸池東町二丁目2番18号

9. 使用人の状況（2022年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
820名	54名増

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
804名	52名増	34.0歳	8.1年

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2022年7月31日現在）

該当事項はございません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

II. 会社の株式に関する事項（2022年7月31日現在）

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,042,528株
3. 株主数 3,471名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社GTホールディング	8,380,000株	33.47%
岩 本 哲 夫	3,282,000株	13.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,721,100株	6.88%
O L I V E 株 式 会 社	1,280,000株	5.11%
鈴 木 太 一	1,200,000株	4.79%
ア イ ル 社 員 持 株 会	861,300株	3.44%
ア イ ル 役 員 持 株 会	500,000株	2.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	371,400株	1.48%
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	304,900株	1.22%
小 西 好 人	300,000株	1.20%

(注) 持株比率は、自己株式(8,574株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年7月31日現在）
該当事項はございません。
2. 当事業年度中において当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項（2022年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 本 哲 夫	
専務取締役	尾 崎 幸 司	システムソリューション事業部管掌 株式会社ウェブベース取締役
常務取締役	土 井 正 志	システムソリューション事業部管掌
常務取締役	山 本 浩 孝	CROSS事業部長
取 締 役	岩 本 亮 磨	ビジネスパートナー推進統括本部長 経営企画本部長 株式会社ウェブベース取締役
取 締 役	戸 田 泰 裕	経営管理本部長 株式会社ウェブベース監査役
取 締 役	宮 久 保 貴 義	経営管理本部 人事総務部長
取 締 役	池 本 任 男	CROSS事業部 CROSS開発部長
取 締 役	奥 田 好 秀	アサヒグループホールディングス株式 会社 常勤監査役
取 締 役	下 島 文 明	株式会社東邦システムサイエンス 社 外取締役
取 締 役	正 脇 久 昌	三井住友ファイナンス&リース株式会 社 顧問
取 締 役 (監査等委員・常勤)	大 黒 仁 士	
取 締 役 (監査等委員)	三 田 与 志 雄	三田公認会計士事務所所長 あすなろ監査法人代表社員
取 締 役 (監査等委員)	岩 谷 博 紀	岩谷・村本・山口法律事務所 パートナー弁護士 元気寿司株式会社 社外取締役

- (注) 1. 専務取締役尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
2. 取締役奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏ならびに取締役（監査等委員）三田与志雄氏および岩谷博紀氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。なお、当社は取締役奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏ならびに取締役（監査等委員）三田与志雄氏および岩谷博紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）大黒仁士氏は、当社創業時より管理部門のみならず複数部門における長年の経験を有し、経営全般に関する有効な助言を行っております。
4. 常勤の監査等委員による高度な情報収集力により、実効性の高い監査活動を可能とするため、常勤の監査等委員として大黒仁士氏を選定しております。
5. 取締役（監査等委員）三田与志雄氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）岩谷博紀氏は、弁護士として企業法務に関して相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）岩谷博紀氏は、2022年6月23日付で元気寿司株式会社の社外取締役に就任いたしました。
8. 社外役員他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「5. 社外役員に関する事項」に記載しております。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年7月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	小 西 好 人	パートナー推進本部長
執行役員	川 村 慎 司	中部地区担当
執行役員	溝 口 孝 史	首都圏システム事業部長
執行役員	垣 谷 次 郎	関西システム事業部長
執行役員	小 倉 直 子	経理部長
執行役員	中 村 光 徳	システム管理本部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約においては、被保険者が当社および子会社の取締役、監査役としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。

なお、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社および子会社の取締役、監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 取締役の報酬等に関する事項

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は月額定額報酬を基本とする年俸制とし、報酬の設定に関しては、各期の業績、配当、従業員の賞与水準、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度および過去の支給実績などを総合的に勘案して決定するものとする。

- ロ. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方法は、株主総会において取締役会へ報酬決定権限が委任されている。ただし、公平性・中立性の観点より、取締役会決議に基づき、個人別の具体的な報酬を決定するために専務取締役、人事担当取締役を報酬決定の責任者として委任する。専務取締役と人事担当取締役は各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役職、職責、職務執行の内容および各期の業績、配当、従業員の賞与水準等を勘案し、役員規程に基づき、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の原案を作成するものとする。なお、報酬は役員規程の規定に従い月額定額報酬として支給するものとする。

- ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項(その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項を含む。)

作成された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の原案は客観性を担保するため、監査等委員である社外取締役により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の作成過程に関する妥当性についての監査を経て、取締役会へ最終報告を行い決定するものとする。

なお、退職時に支給される退職慰労金については、株主総会の決議に基づき支給を行う。個人別の具体的な金額については、算出基準および功労金の加算等を定めた役員退職金規程に基づき、取締役会の決議により、支給金額を決定するものとする。

- 二. 当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定に関する方針に記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、専務取締役と人事担当取締役が各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の原案を作成しており、作成された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の原案は客観性を担保する為、監査等委員である社外取締役により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の作成過程に関する妥当性についての監査を経て、取締役会へ最終報告を行い決定する当該プロセスを経たその内容は決定方針に沿うものと判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	248,159千円 (18,001千円)	248,159千円 (18,001千円)	—	—	11名 (3名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,093千円 (5,700千円)	22,093千円 (5,700千円)	—	—	3名 (2名)
合 計 （うち社外取締役）	270,253千円 (23,701千円)	270,253千円 (23,701千円)	—	—	14名 (5名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、2021年10月28日開催の第31回定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2015年10月29日開催の第25回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名分43,057千円（うち社外取締役3名分0千円）および監査等委員である取締役3名分1,261千円（うち社外取締役2名分0千円）を含めております。

5. 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役奥田好秀氏の重要な兼職先であるアサヒグループホールディングス株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役下島文明氏の重要な兼職先である株式会社東邦システムサイエンスと当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役正脇久昌氏の重要な兼職先である三井住友ファイナンス&リース株式会社と当社の間には、リース契約等の取引関係があります。
 - ・社外取締役（監査等委員）三田与志雄氏の重要な兼職先である三田公認会計士事務所およびあすなる監査法人と当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）岩谷博紀氏の重要な兼職先である岩谷・村本・山口法律事務所および元気寿司株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に關して行った職務の概要
取 締 役	奥 田 好 秀	2021年10月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、主に豊富な経営経験者、特にデジタルトランスフォーメーションおよびコンプライアンス等に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役	下 島 文 明	2021年10月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、主に豊富な経営経験者、特にIT業界事情や最先端のICT技術等に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役	正 脇 久 昌	2021年10月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、主に税理士および企業会計基準諮問会議委員として、財務・会計に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	三 田 与 志 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の作成過程に関する妥当性について監査し、客観的・中立的立場で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	岩 谷 博 紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の作成過程に関する妥当性について監査し、客観的・中立的立場で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,560千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,560千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき、当社が、会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その責務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程・行動規範・行動指針等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、当社経営管理本部が子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、監査等委員等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の職務執行に関するコンプライアンス遵守状況等について監査し、その内容について当社代表取締役および当社監査等委員に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。
- ② 取締役は職務の執行状況を確認するため、①に定める文書を随時閲覧することができるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）について、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとする。

また、当社グループ全体のリスク状況に関しては当社リスク管理委員会が把握し、その実効性を確保する。

なお、新たに生じた重要なリスクについては当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議や全社会議等を設置し効率的な運営を図る。

また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

- ② 当社グループは、中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署および子会社において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される当社取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

5. その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正と効率化の確保を図るため、「関係会社管理規程」を整備しており、業務執行を担当する取締役は子会社から定期的に報告を受け、代表取締役または取締役会に報告し、必要に応じて子会社に対し指示・要請を行う体制をとる。

また、子会社への監査等委員の派遣および内部監査室による内部監査の実施等により、当社グループの企業集団としてのリスク管理体制および法令遵守体制の強化を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査等委員会の承認を得た上で決定するものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

7. **当社および当社子会社の取締役および使用人等が当社監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制**

当社グループの取締役および使用人等は、著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査等委員に報告することとする。

当社監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席し必要に応じて取締役および使用人等に対して報告を求めることができるものとし、当社監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録および議事資料を自由に閲覧することができるものとする。

また、当社グループは、当該報告を行った取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

8. **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、その費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9. **その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

10. **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その仕組みの適正性を継続的に評価することで、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性を確保することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行うものとする。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先の信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めるものとする。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

インサイダー取引防止、反社会的勢力排除を図るため社内規程や内部通報制度の周知を継続的に行っております。また、反社会的勢力排除に向けた対応については、「コンプライアンスおよび反社会的勢力ではないことの誓約書」の提出を受けております。

2. 当企業集団のリスクマネジメント

自然災害対策として、主要サーバに関してはバックアップを拠点間で同期しており、大規模災害時の業務継続性を担保できるようにしております。

また、社内リスク管理委員会を各月1回で開催しております。

3. 財務報告に係る内部統制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告しております。

4. 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,249,863	流 動 負 債	2,134,318
現金及び預金	3,640,173	買掛金	466,354
受取手形	39,241	未払金	292,121
売掛金	1,702,891	預り金	157,441
契約資産	1,481,398	未払法人税等	588,360
商品	228,508	契約負債	112,564
仕掛品	15,521	賞与引当金	89,500
その他	144,479	製品保証引当金	23,686
貸倒引当金	△2,350	その他	404,288
固 定 資 産	2,326,973	固 定 負 債	1,727,129
有 形 固 定 資 産	464,869	退職給付に係る負債	1,148,449
建物及び構築物	387,866	役員退職慰労引当金	404,250
工具、器具及び備品	483,470	資産除去債務	174,428
減価償却累計額	△406,467	負 債 合 計	3,861,447
無 形 固 定 資 産	827,966	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	512,403	株 主 資 本	5,693,472
ソフトウェア仮勘定	313,823	資 本 金	354,673
その他	1,739	資 本 剰 余 金	319,673
投資その他の資産	1,034,137	利 益 剰 余 金	5,029,121
投資有価証券	46,716	自 己 株 式	△9,997
差入保証金	464,717	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計	21,918
繰延税金資産	440,877	退職給付に係る調整累計額	21,918
その他	82,429	純 資 産 合 計	5,715,390
貸倒引当金	△603	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,576,837
資 産 合 計	9,576,837		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,944,157
売 上 原 価		6,205,871
売 上 総 利 益		6,738,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,637,872
営 業 利 益		2,100,414
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	12,408	
補 助 金 収 入	8,433	
そ の 他	1,010	21,852
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,189	1,189
経 常 利 益		2,121,077
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	2,577	2,577
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,549	4,549
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,119,104
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	871,860	
法 人 税 等 調 整 額	△130,662	741,197
当 期 純 利 益		1,377,907
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,377,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	354,673	319,673	3,911,062	△9,872	4,575,537
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			190,784		190,784
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	354,673	319,673	4,101,846	△9,872	4,766,321
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△450,631		△450,631
親会社株主に帰属する当期純利益			1,377,907		1,377,907
自 己 株 式 の 取 得				△125	△125
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	927,275	△125	927,150
当 期 末 残 高	354,673	319,673	5,029,121	△9,997	5,693,472

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	14,200	14,200	4,589,737
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			190,784
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	14,200	14,200	4,780,521
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△450,631
親会社株主に帰属する当期純利益			1,377,907
自 己 株 式 の 取 得			△125
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	7,717	7,717	7,717
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	7,717	7,717	934,868
当 期 末 残 高	21,918	21,918	5,715,390

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社ウェブベース
- ② 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は、移動平均法により算出）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- | | |
|---------------|--|
| 市場販売目的のソフトウェア | 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。 |
|---------------|--|
- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|--------------|--|
| イ. 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。 |
| ハ. 製品保証引当金 | 製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。 |
| ニ. 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ホ. 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。 |
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- | | |
|--------------------|--|
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法 | 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。 |
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- | | |
|-----------------|--|
| イ. カスタマイズ、導入支援等 | カスタマイズ、導入支援等から生じる収益は、ソフトウェア受託開発契約等による基幹業務システムに関する設計や開発、導入支援によるものです。これらは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。 |
|-----------------|--|

ロ. ライセンス、ハード機器等

ライセンス、ハード機器等の販売から生じる収益は、ライセンス、ハード機器等の顧客への引き渡しをもって、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で顧客との契約において約束された金額に基づいて収益を認識しております。

ハ. サービス利用、システム保守

サービス利用、システム保守から生じる収益は、クラウドサービスの提供業務や保守等の役務提供によるものです。これらは日常又は反復的なサービスであり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されると判断し、契約期間に応じて顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

ニ. その他

オフィス関連商品等の販売業務を行っております。これらの取引のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれの契約も、通常の支払期日は、概ね検収完了月もしくは役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれていません。

- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、受注制作のソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる取引には工事進行基準を、それ以外の取引には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。また、サプライ品販売における一部の取引については、顧客に移転する財またはサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項ただし書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は570,329千円、売上原価は102,132千円増加し、営業外収益は1,260千円減少したことで、営業利益は468,196千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ466,936千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は190,784千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「預り金」及び「その他」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（ソフトウェア受託開発契約等に係る進捗度に基づく収益認識における原価総額の見積り）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	4,926,992
上記のうち、仕掛中案件に係る売上高	1,597,110

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア受託開発契約等に係る収益の算定の基礎となる進捗度の見積り方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

見積り総原価は、受託契約案件それぞれが業種の特性や顧客の要望等により異なるため個別に判断を行う必要があり、一定の不確実性が伴います。過去の実績等を考慮して算定していますが、顧客と合意した品質の確保や仕様変更、開発体制の変更等の当初予見し得なかった事象により、当連結会計年度末の仕掛中案件について見積り総原価が見直された場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(当座貸越契約)

当社グループは、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,500,000千円
借入実行残高	一千円
	1,500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,042,528株	一株	一株	25,042,528株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,994株	1,580株	一株	8,574株

(注) 自己株式の株式数増加1,500株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、80株は単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月28日 定時株主総会	普通株式	250,355	10.0	2021年7月31日	2021年10月29日
2022年3月7日 取締役会	普通株式	200,275	8.0	2022年1月31日	2022年4月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250,339	10.0	2022年7月31日	2022年10月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀

行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権・債務管理規程に従い、営業債権については管理部門が個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

当社グループは、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	464,717	280,628	△184,088
資産計	464,717	280,628	△184,088

(注) 1. 現金及び預金は現金であること、及び預金は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 2. 受取手形、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等は時価開示の対象とはしていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券（非上場株式）	46,716

(注) 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,640,173	—	—	—
受取手形	39,241	—	—	—
売掛金	1,702,891	—	—	—
差入保証金(※)	4,752	1,317	—	442,991
合計	5,387,058	1,317	—	442,991

(※) 償還期日を明確に把握出来ないもの(15,656千円)については、償還予定額に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年7月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	280,628	—	280,628

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、償還すると見込まれる期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	システム ソリューション事業	Webソリューション 事業	合計
フロー型商材			
ライセンス・カスタマイズ、導入支援等	5,292,499	126,285	5,418,784
ハード機器等	1,786,541	9,784	1,796,326
その他	79,715	72,689	152,405
ストック型商材			
サービス利用、システム保守	3,877,818	1,698,822	5,576,641
顧客との契約から生じる収益	11,036,575	1,907,582	12,944,157

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	システム ソリューション事業	Webソリューション 事業	合計
一時点で移転される財・サービス	2,342,494	82,474	2,424,968
一定の期間にわたり移転される財・サービス	8,694,081	1,825,108	10,519,189
顧客との契約から生じる収益	11,036,575	1,907,582	12,944,157

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,828,197
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,742,132
契約資産(期首残高)	693,289
契約資産(期末残高)	1,481,398
契約負債(期首残高)	105,540
契約負債(期末残高)	112,564

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア等の一定の期間にわたり充足される履行義務に

ついて、未請求の受注制作の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、104,239千円であります。

また、契約資産の増減は、主として進捗度に応じて認識した収益の計上（契約資産の増加）と、売上債権への振替（契約資産の減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益の認識（契約負債の減少）により生じたものであります。なお、当連結会計年度における契約資産残高の重要な変動は、受注金額の増加等に伴う期末時点での仕掛中案件の増加によるものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は84,100千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	金額
1年以内	1,151,574
1年超	60,318
合計	1,211,892

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 228円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円04銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,598,242	流動負債	2,111,194
現金及び預金	3,024,615	買掛金	454,000
受取手形	39,241	未払金	291,445
売掛金	1,672,233	未払費用	363,035
契約資産	1,475,638	未払法人税等	594,880
商品	230,077	未払消費税等	29,556
仕掛品	15,521	契約負債	112,425
前渡金	10,259	預り金	152,665
前払費用	127,269	賞与引当金	89,500
その他	5,706	製品保証引当金	23,686
貸倒引当金	△2,320	固定負債	1,674,713
固定資産	2,717,612	退職給付引当金	1,176,801
有形固定資産	462,760	役員退職慰労引当金	323,482
建物	386,614	資産除去債務	174,428
工具、器具及び備品	466,777		
減価償却累計額	△390,631	負債合計	3,785,907
無形固定資産	827,312	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	512,038	株主資本	5,529,947
ソフトウェア仮勘定	313,823	資本金	354,673
その他	1,449	資本剰余金	319,673
投資その他の資産	1,427,540	資本準備金	319,673
投資有価証券	46,716	利益剰余金	4,865,597
関係会社株式	383,601	その他利益剰余金	4,865,597
破産更生債権等	603	繰越利益剰余金	4,865,597
繰延税金資産	455,008	自己株式	△9,997
差入保証金	460,532	純資産合計	5,529,947
その他	81,682		
貸倒引当金	△603		
資産合計	9,315,855	負債及び純資産合計	9,315,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,599,351
売 上 原 価		6,064,904
売 上 総 利 益		6,534,446
販売費及び一般管理費		4,460,447
営 業 利 益		2,073,998
営業外収益		
受 取 利 息	28	
受 取 配 当 金	18,020	
受 取 手 数 料	12,406	
補 助 金 収 入	8,433	
そ の 他	953	39,841
営業外費用		
支 払 利 息	1,189	1,189
経 常 利 益		2,112,650
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	3,490	3,490
税 引 前 当 期 純 利 益		2,109,160
法人税、住民税及び事業税	868,880	
法 人 税 等 調 整 額	△134,757	734,123
当 期 純 利 益		1,375,036

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	354,673	319,673	319,673	3,751,344	3,751,344
会計方針の変更による累 積的影響額				189,847	189,847
会計方針の変更を反映し た当期首残高	354,673	319,673	319,673	3,941,192	3,941,192
当期変動額					
剰余金の配当				△450,631	△450,631
当期純利益				1,375,036	1,375,036
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	924,405	924,405
当期末残高	354,673	319,673	319,673	4,865,597	4,865,597

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△9,872	4,415,819	4,415,819
会計方針の変更による累 積的影響額		189,847	189,847
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△9,872	4,605,667	4,605,667
当期変動額			
剰余金の配当		△450,631	△450,631
当期純利益		1,375,036	1,375,036
自己株式の取得	△125	△125	△125
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	△125	924,280	924,280
当期末残高	△9,997	5,529,947	5,529,947

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は、移動平均法により計算）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①カスタマイズ、導入支援等

カスタマイズ、導入支援等から生じる収益は、ソフトウェア受託開発契約等による基幹業務システムに関する設計や開発、導入支援によるものです。これらは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

②ライセンス、ハード機器等

ライセンス、ハード機器等の販売から生じる収益は、ライセンス、ハード機器等の顧客への引き渡しをもって、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で顧客との契約において約束された金額に基づいて収益を認識しております。

③サービス利用、システム保守

サービス利用、システム保守から生じる収益は、クラウドサービスの提供業務や保守等の役務提供によるものです。これらは日常又は反復的なサービスであり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されると判断し、契約期間に応じて顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

④その他

オフィス関連商品等の販売業務を行っております。これらの取引のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれの契約も、通常の支払期日は、概ね検収完了月もしくは役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれていません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識する

こととしております。

従来は、受注制作のソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる取引には工事進行基準を、それ以外の取引には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。また、サブライム販売における一部の取引については、顧客に移転する財またはサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は574,968千円、売上原価は105,753千円増加し、営業外収益は1,260千円減少したことで、営業利益は469,215千円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ467,954千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は189,847千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「預り金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(ソフトウェア受託開発契約等に係る進捗度に基づく収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	4,871,056
上記のうち、仕掛中案件に係る売上高	1,591,350

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア受託開発契約等に係る収益の算定の基礎となる進捗度の見積り方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

見積り総原価は、受託契約案件それぞれが業種の特性や顧客の要望等により異なるため個別に判断を行う必要があり、一定の不確実性が伴います。過去の実績等を考慮して算定していますが、顧客と合意した品質の確保や仕様変更、開発体制の変更等の当初予見し得なかった事象により、当事業年度末の仕掛中案件について見積り総原価が見直された場合には、見積り総原価が見直された場合には、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,453千円
短期金銭債務	36,700千円

(2) 当座貸越契約

当社は、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,500,000千円
借入実行残高	一千円
	1,500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	49,077千円
売上原価	175,564千円
営業取引以外の取引高	18,576千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,994株	1,580株	一株	8,574株

(注) 自己株式の株式数増加1,500株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、80株は単元未満株式の買取りによるものであります

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	32,679千円
賞与引当金	27,387千円
製品保証引当金	7,247千円
未払事業所税	4,717千円
未払金	9,146千円
未払賞与	10,882千円
未払費用	7,899千円
退職給付引当金	360,101千円
役員退職慰労引当金	98,985千円
株式報酬費用	18,161千円
減価償却費	21,586千円
資産除去債務	53,375千円
その他	1,090千円
小計	653,260千円
評価性引当額	△152,473千円
繰延税金資産合計	500,787千円
(繰延税金負債)	
資産除去費用	△45,779千円
繰延税金負債合計	△45,779千円
繰延税金資産の純額	455,008千円

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	220円90銭
1株当たり当期純利益	54円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月7日

株式会社アイル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中川 雅人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江崎 真護
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイルの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年9月7日

株式会社アイル

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

中川 雅人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

江崎 真護

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイルの2021年8月1日から2022年7月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月7日

株式会社 アイル 監査等委員会

常勤監査等委員 大黒仁士 ㊟

監査等委員 三田与志雄 ㊟

監査等委員 岩谷博紀 ㊟

(注) 監査等委員 三田与志雄 及び 岩谷博紀 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して実施することとし、1株につき10円を当事業年度の期末配当金とさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、250,339,540円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則 第1条～第2条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第3条 令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本条は、令和4年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はないとの意見でございました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いわもと てつ お 岩本 哲夫 (1955年8月4日)	1979年4月 ㈱大塚商会入社 1990年11月 同社退職 1991年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	3,282,000株
2	おぎき こう じ 尾崎 幸司 (1973年1月4日)	1995年4月 当社入社 2007年8月 当社東京システムソリューション 営業部長就任 2007年10月 当社執行役員就任 2008年10月 当社取締役就任 2010年8月 当社営業本部長就任 2011年8月 ㈱ウェブベース取締役就任（現任） 2011年10月 当社常務取締役就任 2012年8月 当社システムソリューション事業部長就任 2014年8月 当社システム営業統括本部長就任 2016年4月 当社専務取締役就任（現任） 2019年8月 当社システムソリューション事業部 管掌（現任）	181,200株
3	どい まさ し 土井 正志 (1974年1月6日)	1996年4月 当社入社 2008年10月 当社システムソリューション事業部 システムサポート部長就任 2010年5月 当社取締役システムサポート本部長就任 2013年10月 当社常務取締役就任（現任） 2017年8月 当社システムサポート統括本部長就任 2019年8月 当社システムソリューション事業部 管掌（現任）	132,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	やま もと ひろ たか 山 本 浩 孝 (1972年7月19日)	1996年4月 当社入社 2009年10月 当社システムソリューション事業部 Webソリューション部長就任 2010年5月 当社執行役員就任 2010年10月 当社取締役就任 2012年8月 当社Webソリューション事業部長就任 2014年8月 当社ASP事業部長就任 2015年8月 当社クラウド事業部長就任 2016年8月 当社CROSS事業部長 兼 WEBソリューション事業部長就任 2017年8月 当社CROSS事業部長就任(現任) 2018年10月 当社常務取締役就任(現任)	135,200株
5	いわ もと りょう ま 岩 本 亮 磨 (1986年3月8日)	2008年4月 (株)富士通マーケティング(現 富士通Japan (株))入社 2011年10月 同社退職 2011年11月 当社入社 経営企画室部長就任 2012年4月 当社執行役員就任 2012年8月 当社システムソリューション事業部 パートナー推進部長就任 2013年10月 当社取締役就任(現任) 当社パートナー推進本部長就任 2014年5月 (株)ウェブベース取締役就任(現任) 2014年8月 当社ビジネスパートナー推進本部長就任 2015年8月 当社ビジネスパートナー推進統括本部長 就任(現任) 2019年8月 当社経営企画本部長就任(現任)	96,000株
6	と だ やす ひろ 戸 田 泰 裕 (1972年11月24日)	1993年7月 太平洋総業サービス(株)入社 1996年2月 同社退職 1996年8月 道家税理士事務所入所 2000年7月 同事務所退職 2000年8月 (株)イッコー(現 Jトラスト(株))入社 2001年8月 同社退職 2001年8月 藤原合同会計事務所(現 TFG税理士法人)入 所 2002年11月 同事務所退職 2002年12月 (株)フジオフードシステム(現 (株)フジオフード グループ本社)入社 2005年10月 同社退職 2005年10月 夢の街創造委員会(株)(現 (株)出前館)入社 2008年7月 同社退職 2008年7月 当社入社 2008年10月 当社経営管理本部長就任(現任) 2009年2月 当社執行役員就任 2011年8月 (株)ウェブベース監査役就任(現任) 2011年10月 当社取締役就任(現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
7	みやくぼ たか よし 宮久保 貴 義 (1972年 5月30日)	1995年 4月 当社入社 2011年 4月 当社経営管理本部人事部長就任 2014年 4月 当社執行役員就任 2014年 8月 当社経営管理本部人事総務部長就任 2014年10月 当社内部監査室長就任 2016年 4月 当社経営管理本部人事総務部長 就任 (現任) 2017年10月 当社取締役就任 (現任)	20,000株
8	いけ もと たか おし 池 本 任 男 (1967年 4月28日)	1990年 4月 三菱電機関西コンピュータシステム(株) (現 三菱電機インフォメーションシステムズ (株)) 入社 1996年 3月 同社退職 1996年 3月 (株)帝人システムテクノロジー (現 インフォコム (株)) 入社 2000年 9月 同社退職 2000年10月 (株)ジークス入社 2004年 5月 同社退職 2004年 6月 (株)ナスピア入社 2005年 4月 同社退職 2005年 4月 夢の街創造委員会(株) (現 (株)出前館) 入社 2005年 8月 同社取締役就任 2008年 5月 同社取締役退任 2008年 6月 当社入社 情報システム部長就任 2008年10月 当社開発本部長就任 2009年 3月 当社執行役員就任 2013年 8月 当社Webソリューション事業部 Webシステム開発部長就任 2014年 8月 当社ASP事業部ASPサービス開発部長就任 2015年 8月 当社クラウド事業部クラウド開発部長就任 2016年 8月 当社CROSS開発部長 兼 WEBソリューション開発部長就任 2017年 8月 当社CROSS事業部CROSS研究開発室長就任 2018年10月 当社取締役就任 (現任) 2019年 8月 当社CROSS事業部CROSS開発部長就任 (現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
9	おく だ よし ひで 奥 田 好 秀 (1956年1月3日)	1978年4月 小西六写真工業(株) (現 コニカミノルタ(株)) 入 社 1988年9月 朝日麦酒(株) (現 アサヒグループホールディン グス(株)) 入社 2010年3月 アサヒビール(株) 執行役員財務部長就任 2011年7月 アサヒグループホールディングス(株) 執行役員 財務部門ゼネラルマネジャー兼アサヒマネジ メントサービス(株) 専務取締役就任 2013年3月 アサヒグループホールディングス(株) 取締役兼 執行役員兼アサヒプロマネジメント(株) 代表取 締役社長就任 2015年3月 アサヒグループホールディングス(株) 常務取締 役兼常務執行役員兼アサヒプロマネジメント (株) 代表取締役社長就任 2017年3月 アサヒグループホールディングス(株) 専務取締 役兼専務執行役員就任 2019年3月 同社常勤監査役就任 (現任) 2021年10月 当社取締役就任 (現任)	400株
10	しも じま ぶん めい 下 島 文 明 (1953年1月10日)	1976年4月 富士通(株) 入社 2006年4月 同社関西営業本部長就任 2007年6月 同社経営執行役就任 2009年6月 同社経営執行役常務就任 2010年4月 同社執行役常務就任 2013年6月 富士通フロンテック(株) 代表取締役社長就任 2017年6月 同社常任顧問就任 2018年6月 同社顧問就任 2020年6月 (株) 東邦システムサイエンス 取締役就任 (現 任) 2021年10月 当社取締役就任 (現任)	一株
11	まさ わき ひさ よし 正 脇 久 昌 (1959年2月7日)	1982年4月 (株) 住友銀行 (現 (株) 三井住友銀行) 入行 2001年4月 同行財務企画部グループ長就任 2008年4月 同行財務開発室長就任 2012年4月 同行理事財務企画部付部長就任 2013年4月 三井住友ファイナンス&リース(株) 執行役員経 理部長就任 2016年4月 同社常務執行役員就任 2021年7月 同社顧問就任 (現任) 2021年10月 当社取締役就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者岩本哲夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 候補者尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
4. 奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏は、社外取締役候補者であります。

5. 奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏は、現在、当社の社外取締役であります。三氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥田好秀氏が1年、下島文明氏が1年、正脇久昌氏が1年となります。
6. 奥田好秀氏は、大手飲料メーカーにおいて、最高財務責任者（CF0）を務めたことを始めとして、総務・法務・人事・IT・監査などの様々な分野に精通し、企業経営者としての幅広い経験およびデジタルトランスフォーメーションに関する高い見識を有しております。同氏の豊富な経営経験者としての知識や経験を活かし、取締役会等の重要な会議での発言や、当社のデジタルトランスフォーメーション事業活動の推進への助言およびコンプライアンス等への対応を含めた当社のガバナンス機能の強化の役割を果たしていただきました。今後、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
7. 下島文明氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情や最先端のICT技術にも明るく、金融・流通・公共分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しております。同氏の豊富な経営経験者としての知識や経験を活かし、取締役会等の重要な会議での発言による当社の持続的成長と企業価値向上への貢献や、当社の経営計画の進捗等の適切な監督を果たしていただきました。今後、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
8. 正脇久昌氏は、大手金融機関における長年の経営に関する経験、税理士としての豊富な知識と経験があり、更には財務会計基準機構の企業会計基準諮問会議委員を務めており、財務・会計に関する高い見識を有しております。同氏の豊富な財務・会計に関する知識や経験を活かし、取締役会等の重要な会議での発言による当社の経理部門全般の強化を果たしていただきました。今後、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
9. 当社は、奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役への再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、本招集ご通知事業報告10ページに記載しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、三氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

□取締役のスキルマトリックス

氏名	社外 取締役	企業 経営	IT デジタル	営業 マーケテ ィング	研究開発	人事 労務	法務 コンプラ イアンス	財務 会計
岩本 哲夫		●		●				
尾崎 幸司		●		●				
土井 正志		●	●		●			
山本 浩孝		●	●	●				
岩本 亮磨		●		●				
戸田 泰裕		●					●	●
宮久保 貴義		●				●		
池本 任男		●	●		●			
奥田 好秀	●	●				●	●	●
下島 文明	●	●	●	●				
正脇 久昌	●	●					●	●
監査等委員会								
大黒 仁士						●	●	
三田 与志雄	●						●	●
岩谷 博紀	●					●	●	

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 グランフロント大阪タワーB 34階 本社 大会議室
大阪市北区大深町3番1号
T E L 06-6292-1170(代)



- A : JR 「大阪駅」 (2F中央北口) 徒歩約7分
B : 阪急「大阪梅田駅」(茶屋町口) 徒歩約7分
C : 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口) 徒歩約7分

駐車場および駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車および自転車
でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR大阪駅から会場（グランフロント大阪タワーB 34階）までの徒歩経路

- ①. JR大阪駅中央北口方向にお進みください。
- ②. 中央北口にごぞいますエスカレーターまたはエレベータを使い、2階（グランフロント大阪方向）にお進みください。
- ③. 2階に到着されましたら、グランフロント大阪タワーA（南館）へ通じる2階連絡デッキがごぞいます。2階連絡デッキをそのまま直進していただき、タワーB（北館）右側にオフィスエントランスがごぞいます。
- ④. オフィスエントランスよりエレベータにて9階スカイロビーまでお越しいただき、右方向にお進みください。オフィス用エレベータ（高層階【29～37階】）がごぞいますのでそちらに乗り換えていただき34階までお越しください。